

令和6年4月から、雇用調整助成金の申請書類を見直します。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下「休業等」という。）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。より適正な審査、支給のため、令和6年4月以降、休業等に係る支給申請時に提出が必要な書類を見直します。

提出すべき書類の追加（休業等）

令和6年4月1日以降の日を初日とする判定基礎期間から適用

※令和6年3月31日以前の日を初日とする判定基礎期間に係る申請時や、令和6年能登半島地震に伴う特例を利用する事業主には適用しません。

対象期間中、初回の判定基礎期間分のみ

休業等に係る支給申請時に提出が必要な書類として、以下を追加します。

1. 源泉所得税の直近の納付を確認できる書類（写）（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の領収日印があるものなど、納付を確認できる書類）
2. 判定基礎期間における支給対象労働者全員分の源泉徴収簿（毎月の源泉徴収の記録等が分かり年末調整のためにも使用できる書類であれば、「賃金台帳」等により代替可能）

なお、令和6年3月31日以前の日を初日とする判定基礎期間や、初回以外の判定基礎期間に係るものであっても、労働局の求めに応じて提出できるよう、上記書類を整備し保管しておくことが必要です。

初回を含むすべての判定基礎期間分

休業等に係る支給申請時に提出が必要な書類として、以下を追加します。

3. 給与振込を確認できる書類（写）（現金払いの場合は会社名・金額・労働者の住所及び電話番号・受領日が明示され、労働者が直筆で氏名を記載した領収証）

なお、令和6年3月31日以前の日を初日とする判定基礎期間に係るものであっても、労働局の求めに応じて提出できるよう、上記書類を整備し保管しておくことが必要です。

上記のほか、令和6年4月より、教育訓練に係る制度の見直しを行います。制度見直しリーフレット
詳細については、以下のリーフレットをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001233799.pdf>



また、その他の支給要件等の詳細については、

- 通常版ガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

- 令和6年能登半島地震に伴う特例措置に係るガイドブック

<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>

通常ガイドブック



特例ガイドブック

をご覧いただき、ご不明点については管轄の都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

